

タイトル	明治初期明治天皇と元田永孚の師弟関係 - 教育政策を中心に -
著者	大場, 四千男; OHBA, Yoshio
引用	開発論集(116): (1)-(16)
発行日	2025-09-30

明治初期明治天皇と元田永孚の師弟関係

—— 教育政策を中心に ——

大場 四千男*

(十) 伊藤博文の「教育議」

目次

- (一) 序論
- (二) 徳川幕府から明治維新への移行
元田永孚の侍講
- (三) 全体の流れと争点
- (I) 明治維新への願いと争い
- (II) 明治天皇と元田永孚
- (III) 鎖国から王政復古へ
- (IV) 徳育論争と国民道徳
- (V) 「徳育論争と教育勅語」
- (四) 学制と教育機関
- (五) 学制の実施と文部省
- イ 大学の設置
- ロ 漢学所の設立…明治元年九月十六日
- ハ 皇学所の設立…明治元年十二月十四日
- ニ 明治維新の学制
- (六) 教育の普及
- (七) 学制の頒布
- (八) 学制の定め
- (九) 元田永孚の経歴
- (一) 序論
- 明治時代の研究史は、現代と直接に連結することにその研究上の意義を有する。とりわけ、現代日本との関連で連続するのは天皇制である。徳川時代が將軍の政治史として日本の歴史を特質づけることに對し、明治時代は二重の意味で現代史と結びついている。第一の点は日本の近代史の初めを明治維新に求めている点、第二の点は天皇制の復活を明治維新に求めている点である。
- 近代史と天皇史とは日本の明治維新の中で生み出され、さらに現代日本を築く歴史の推進力として位置づけられ、歴史研究の核心と見なされている。
- このように現代日本の原型と近代日本の特質との二重構造の歴史的起点を作った明治維新はその後、伊藤博文の明治憲法によって特徴づけられ、現代史の原点としても不動の地位

* (おおば よしお) 北海学園大学開発研究所特別研究員

を築くこととなる。

伊藤博文の明治憲法は自由民権運動を背景にして明治天皇を大元帥として明文化し、近代天皇制の合法的立憲君主制の成立と見なす。この憲法論においても明治天皇は近代立憲君主としてプロイセン型欽定君主と同一視される。

こうした日本の近代史と天皇制は日本の歴史を特徴づける明治維新の中から生み出されることとなり、と同時に日本の歴史を世界史において特異性の時代と見なすこととなる。

以上のように、明治維新は現代日本を生み出す歴史の原点であると云えよう。

しかし、明治維新と王政復古との歴史は複雑であり、明治政府の中心人物である岩倉具視、或いは山縣有朋でさえ王政復古、或いは明治憲法の解釈を誤解するほどである。その中で明治天皇と王政復古の歴史的特異性を理解しているのは(一)伊藤博文と(二)元田永孚の二人である。この二人が明治天皇の歴史的役割とその政治的使命を理解し、明治時代を軍事大国へ導き、と同時に大元帥として東アジア帝国の形成を可能にする忠の軍人教育を育むのである。

王政復古とは古代の軍事大国を復活する国体のことであり、近代への発達とは真逆のこととなる。

太平洋戦争でアメリカ軍は国務省と共に日本の占領と天皇制問題とを取りあげ、天皇の戦争責任論を検討する際、重要な問題として検討されたのは天皇制と軍部との内的関連性の問題であり、その内的結合性の点である。天皇制と軍部との内的関連性は国体のことを指し、古代からの天皇制の軍隊として展開している史的結びつき

でもあり、王政復古によって再現されることとなるのである。

明治時代の始まりである王政復古とはこうした天皇制の軍事大国を復活することを意味するが、王政復古の歴史の意味を理解しているのは明治天皇の侍講を務める元田永孚と伊藤博文との二人だけである。

本稿はこうした明治天皇と元田永孚の師弟関係を通して軍事大国への道を歩む明治維新の初期を中心に分析しようとするものである。

(二) 徳川幕府から明治維新への移行

明治政府は明治二年に京都御所で太政官制を組織し、統治方針を定めた。第一は鎖国の旧法を守るべからず、第二は上下公共の政体を組織すること、第三は萬国並律を図り、軍事大国へ早期に移行すること、第四は政府の中枢に西郷、大久保、木戸、後藤を採用すること、第五は三條、岩倉に太政官を担当させ、民政の安定と中央集権制の確立に務めること等である。内閣は太政官を組織し、七官制の担当大臣を置く。この七官制とは神祇・外国・内国・海陸軍・會計・制度・刑法のことであり、次の図表1に現わされる。

明治天皇は五章の誓文を誓つて上・下を一にすることを強く念じることとなる。その五章の誓文とは次の五箇条のことである。

- (一) 廣く會議ヲ興シ、萬機公論ニ決ス。
- (二) 上下心ヲ一ニシテ、盛ニ經綸ヲ行フ。
- (三) 官武一途、庶民ニ至ルマデ各其志ヲ遂グ。人心ヲシテ倦マザラ

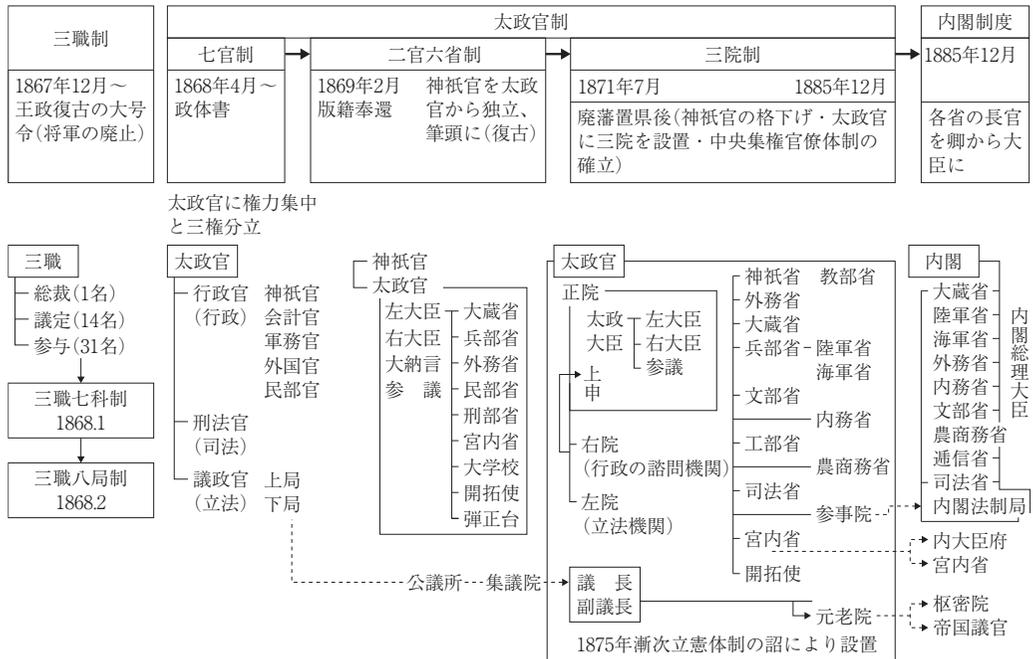
シム。
 (一)旧来ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基ツク。
 (二)智識ヲ世界ニ求め、大ニ皇基ヲ振起スベシ。

明治政府は次の図表に示されるように太政官制を採用し、徳川幕府の藩を中心とする分国大名制から藩を廃止し、太政官制の下で中央集権体制と議會制とを採用し、廢藩置県を断行する。ここに徳川幕府の全国統治体制は消滅し、明治天皇の支配体制へ移行する。

明治天皇は図表に示されるように太政官制を通して国民の掌握を行なうこととなる。その太政官は内閣の制度であり、三院と八省の統一を計る首相でもあり、中央集権政府の機能を示す。この中央集権政府の樹立は(一)一八六九年の版籍奉還と(二)一八七一年の廢藩置県によって果される。この中央集権政府は(一)三院(正院・右院・左院)と(二)八省の行政機関の中央官僚制組織、そして(三)地方藩知事等に支えられ、太政官によって総括されることとなる。

徳川幕府から明治政府への移行は純粹封建制の小農⇨重農主義から地租改正の地主⇨小作制への移行と殖産興業政策の財閥型商工業への発展へ移行する。とりわけ、明治天皇は江戸幕府の鎖国政策によって欧米列強の帝国主義政策、とりわけイギリスの東インドと中国の三角貿易による侵略政策に対し、防衛する軍事大国への発展を維新政府への緊急課題とし、その実現を山縣有朋と元田永孚に委ねるのである。

図表 1 - 明治政府の内閣制度



(出所)『図説 日本史通覧』209頁より作成

(三) 元田永孚の侍講

(I) 全体の流れと争点

元田永孚は明治天皇を中国古代の堯舜禹の聖君をモデルにして天下の支配者に成るべく儒学を学ばせる。このため、「書経堯典講義」を書き、明治天皇を教え、侍講の任務とするのである。すなわち、「書経堯典講義」は孔子の儒学思想の道德論を踏まえ、儒学の根本である「堯舜禹湯文武周公ノ君臣一和」を「天下ヲ治ムルノ心」の書と位置づける。天下維持の道は「天理人道」の道であり、「義」・「忠」・「仁」の大道となる。元田永孚はこの天理人道を儒学思想の根本として理解し、軍事大国の精神を軍人勅諭と学校教育の道德心＝忠・義を植え付け、その実現の推進者となる。

他方、元田永孚は明治天皇の侍講として「論語」を教科書にして「書経堯典講義」を行ない、絶対王政の君主として成長させる。この点で伊藤博文と元田永孚とは明治天皇の絶対王政論者として共通の思考様式に立脚している点で他と相違する。

(II) 明治維新への願いと争い

尾佐竹猛はその著『日本憲政史の研究』（二元社版・昭和十八年）の中で、「四、元田永孚の憲法意見と伊藤博文の苦心」（三三三頁）として共に新旧の相違を指摘する。伊藤博文はヨーロッパ諸国の憲法調査からブロイセン流の欽定憲法を下敷にして「帝国憲法」を新しく導入しようとするのに対し、自由民権論者は英米流自由主義的民権論を主張して対立を深め、さらに、元田一派の「天皇神権ノ思

想」を誤解として批判する。（前掲書、三三四―三三五頁）。

(4)

(III) 明治天皇と元田永孚

明治維新から明治四年にかけて明治政府は対内的に徳川幕府の討伐に力を注ぎ、西郷隆盛を参謀にして全国の武力平定を成し遂げ、鎖国から開国へ急転換させ、さらに太政官制による国内統治を確立し、中央集権政府と中央官僚機構を発達させる。その上で、徳川幕府の小農制から地主＝小作制への移行は地租改正によつて果される。また、富国強兵政策は、元田永孚と明治天皇との論語講述の中から、忠を中心とする儒学道德は軍人勅諭を軍隊教育へ、さらに学校の義務教育における道德心として導入され、国民道德の中心として心の中に芽ばえ、国民思想として国民の中に根づかせるのである。

こうした明治天皇と侍講元田永孚の論語教育は軍人、学校教育の道德授業に取り入れられ、国民道德心として確立し、昭和二十年八月十五日の終戦まで続くこととなる。

(IV) 鎖国から王政復古へ

徳川幕府の鎖国体制は世界史の発達に取り残され、脆弱な日本へ転落させることとなる。徳川幕府の中で最強を誇る薩摩と長州藩は徳川幕府の攘夷令に基づいて欧米艦隊と一戦を交えるが、全滅寸前の状態で降伏するのであった。こうした徳川幕府の弱体は鎖国体制の平和の中で大きくなり、明治維新政府の危機として現実化するのである。

明治維新政府はこうした鎖国に由る脆弱性を軍事大国へ生まれ代ることによって世界列強と対抗し、さらに大東亜帝国へ発展することで地位を確立しようとする。

日本の歴史は明治維新によって一大転換期を迎える。板垣退助は『我国憲政ノ由来』（『明治憲政経済史論』（一七二頁））の中で、尊王攘夷による天皇制国家の形成は徳川幕府打倒の中で次のように実現する国民的運動として捉えている。

「一 天下ノ大政ヲ議定スル全権ハ朝廷ニ在リ……」

「一 議政所上下ヲ分チ、議事官ハ上公卿、下陪臣、庶民ニ至ルマデ、公明純良ノ士ヲ選挙スベシ」と。

対内的には国会と憲法が議院制内閣によって制定され、挙国統一と国民の平等と自由とを叶え、対外的には祖国防衛の軍事大国を作り出すことを唱える。すなわち、板垣退助は「公議輿論ノ力ヲ以テ皇室ノ大権ヲ克復シ、国民ノ自由ヲ挽回シ」て徳川封建制から近代的天皇制への移行を新しい時代の象徴と見做す。

明治の自由民権論者は倒幕軍の中核として西郷隆盛の指揮下に入り、京都を出発する。倒幕軍の中心は長州、薩摩、土佐等の勤皇派で、他方、朝廷の王師に対して東北の幕賊は薩長二藩の横暴跋扈に反感を抱く。この結果、明治政府は薩長の寡占支配下に編成され、自由民権運動家となる幕府の武士層と国会開設を巡って対立を深める封建の旧勢力に悩まされ続けるのである。明治政府はこうした幕府の不平武士層を含めて富国強兵の担い手として、或いは徴兵制の軍人、警視庁の警察官として採用し、治安の回復と軍事大国の軍人・鎮台兵士として志願させるのである。こうした大改革は明治

天皇の道徳精神に支えられるが、軍事大国の最初の一步は明治四年の薩摩・長州そして土佐の三藩の兵を朝廷の御親兵として徴し、明治天皇を軍事大国へ向かわせる最初の鎮台兵とする。

板垣退助は薩長政府を制するのに世論の力を以って行なう戦略へ転じ、国会開設への大衆運動を全国化するのに力を注ぎ、自由民権運動を本格化させようとするのである。他方、薩長も全国中央集権政府を発展させるべく、廃藩置県を実施し、藩主を知事として統治を続けさせるのである。他方、家臣は藩士の資格を失い、秩禄債権の利子収入で生計を立て、一転して困窮化・失業化へ落ち込むこととなる。

幕末の問題は鎖国か開国かであったが、しかし、朝廷は幕府に外国を討つ攘夷令を命じ、一挙に幕府打倒を計る挙に出ようとする。驚いた慶喜は十月十四日に大政奉還を願い出た。朝廷は密勅を長州・薩摩藩に下し、倒幕を進める。朝廷は従来の摂政・関白・征夷大将軍・議奏・武家傳奏等及内覧・撰官の門流を廃止する。政府は代りの新しい官職として総裁・議定・参与三職を設け、さらに兵馬の権を天皇の大元帥へ属し、王政復古への象徴とする。ここに明治天皇は大元帥として明治政府の復古として大政を掌握することとなる。明治政府は天皇の統治する行政機関として組織され、その総裁に熾仁親王、議定として山内豊信、伊達宗城、松平慶永、島津茂久、岩倉具視、三條實美、嘉彰親王、晃親王等を就任させる。参与は大原重徳、西郷隆盛、木戸孝允、大久保利通、後藤象次郎等である。明治政府は五ヶ条の御誓文を政治宣言として実現すべく「萬機ヲ親裁シ、博ク公議ヲ採ル」内閣として発足し、従来の將軍政治か

ら脱する朝廷政権を確立しようとする。

朝廷政権は徳川幕府の全国支配三千万石を没収し、国庫の財源として成立する。

他方、幕府の諸大名、特に東北を中心とする諸大名は徳川幕府を支え、朝廷の薩摩、長州藩を厭い、対決姿勢を強める。慶喜は明治元年一月三日に薩摩を討つべく、会津・桑名藩の入京を命じ、一大決戦を挑む。しかし、伏見・鳥羽の戦いは薩長連合軍に敗北する。

江戸へ敗走する幕府軍を征討すべく、朝廷は嘉彰親王を征夷大將軍として京から江戸へ発した。慶喜は大坂から江戸へ戻り、東叡山に退く。

二月熾仁親王（有栖川宮）は、東征大総督として西郷隆盛を参謀として京から東海、東山、北陸へ軍を進め三月駿府へ、四月四日江戸へ着き、慶喜を捕えて水戸に幽す。西郷隆盛は江戸城の引渡し交渉を勝と行ない、四月十一日江戸城へ入る。討幕軍は東北の奥羽越列藩同盟軍を討ち果し、さらに、上野の彰義隊を滅ぼす。他方、榎本武揚は軍艦八隻を率いて北海道函館へ逃れた。東北列藩は松平容保、酒井忠篤を中心にして、さらに仙台、米澤と同盟して官軍と一戦を挑んだ。九條道孝は奥羽から南部へ、秋田の佐竹義堯を破る。六月、参謀西郷隆盛は京へ帰り、東北・江戸の平定を京御所に戦況報告した。

(V) 徳育論争と国民道徳

明治二十年代に国民教育の根本精神が小学校の義務教育化に伴って国民の間で熱心に論じられると、徳育論争が一般化される。代表

的論者は(1)内藤耻叟で、皇室教化論を主張し、(2)西村茂樹は皇室を徳育の中心に位置づけ、(3)森有礼は徳育の中心に倫理学を主張し、そして(4)元田永孚は「国教論」で忠・義を中心に体系化、(5)芳川顕正は山縣有朋と共同して教育勅語を草案し道徳教育の普及に努める。徳育論争と教育勅語の関係は明治天皇の国民教育及び国民道徳令として方向づけられることとなる。

徳育論争に終止符を打ったのは明治二十三年内閣総理大臣山縣有朋と文部大臣芳川顕正の共同声明である「徳教二関スル勅諭ノ議」によつてである。すなわち、明治天皇はこの徳育論争に終止符を打ち、国民道徳として「忠」・「義」を、「国民ノ塩」として体内のエネルギーにすることを要請し、命じたのである。

国民の道徳心は「忠」・「義」によつて天皇、小学生、軍人の心の中に植えつけられ、日本人の忠誠心として新しい明治天皇への信仰心となり、徳川幕府の武家諸法度の武芸に取つて代わり、さらに、日本の軍人精神として確立されることとなる。徳川幕府が武士の武術を支配倫理とするなら、明治天皇は国民の徳育、とりわけ忠・義の道徳心を支配基盤にして、その上、小学校の道徳教育で心の中に刻み込む世界の中で特異な国民道徳を育むのである。

次の資料は明治時代の徳育論争と教育勅語の内的関連を示すものである。

(VI) 「徳育論争と教育勅語」

内藤耻叟は「国体發揮」で皇室教化論を展開し、元田永孚は「国教論」で天皇制の聖旨思想を取りあげ、道徳論に忠・義を中心に体系化

した。また、西村茂樹は皇室を徳育の中心に置くことを主張した。森有礼は文部大臣として徳育の中心に倫理学を据えた。こうした論争の中で、明治天皇は明治二十三年地方長官会議から徳育を文教政策の中心として確立することを求められるが、他方、芳川顕正文部大臣は総理大臣山縣有朋と共同して教育勅語の素案を作り、中村正直、井上毅、元田永孚と共に起草され、最終的には元田永孚によって纏められるのであった。元田永孚は山縣有朋総理大臣に教育勅語の主旨とその意義について次のように説明する。

『回顧スレハ維新以来教育之主旨定まらず 国民之方向殆ント支離滅裂ニ至らんとするも幸ニ聖天子 勅旨之在ル所と諸君子保護之力とを以扶植匡正今日ニ至リタル処未ダ確定之明示あらざるより方針ニ迷ふ者不少 然ルニ今般之勅諭ニ而教育之大旨即チ国民之主眼ヲ明示せられ之ヲ古今ニ通し而不謬之ヲ中外ニ施して不停美ニ天下万世無窮之皇極と云へし 彼ノ不磨之憲法之如キモ時世ニ因而者修正を加ヘサルヲ不得も此ノ 大旨ニ於テは亘於万世而不可復易一字矣』

明治二十三年十月三十日、明治天皇は山縣有朋と芳川文相を宮中に召して教育に関する勅語を下賜された。これによって国民道徳及び国民教育の根本理念が明示され、それまでの徳育論争に一つの明確な方向が与えられたのである。〔学制百年史〕279頁

(四) 学制と教育機関

明治五年の学制は教育革命となり、全国に小学校―中学・高等学校―大学の一貫教育系列を完成する教育機関の体系化を計る。学制

は次の九点にわたって教育機関のピラミッド組織として推進されるのである。

- 一 厚クカヲ小学校ニ可用事
- 二 速ニ師表学校ヲ興スコト
- 三 一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキコト
- 四 各大学区中漸次中学ヲ設クヘキコト
- 五 生徒階級ヲ踏ム極メテ嚴ナラシムヘキ事
- 六 生徒成業ノ器アルモノハ務テ其大成ヲ期セシムヘキ事
- 七 商法学校一二所ヲ興ス事
- 八 凡諸学校ヲ設クルニ新築營繕ノ如キハ務テ完全ナルヲ期ス事
- 九 反訳ノ事業ヲ急ニスル事

〔学制百年史〕一三四―一三五頁

(五) 学制の実施と文部省

次に教育機関の頂点に立つ大学の組織について見てみると、(1)は大学校、(2)は漢学所、そして(3)皇学所、(4)学體への順となる。

明治二年に、学校掛となる玉松操・矢野玄道そして平田鉄胤の三人は任命され、学舎制の設立に寄与した。しかし、明治政府は学舎制に代って旧幕府の昌平坂学問所、医学所、開成所を復興して「大 schools」を設立する。大学校は三校の分局を総括し、(1)実学実用ヲ成ス国学系大学校、(2)普通学ノ「開成学校」そして、(3)「病院ヲ設ケ

諸患ヲ療「す医学校の三系列の大学となり、さらに、学校教師の養成をも兼ねている。

他方、国民一般の教育機関としての小学校は明治二年二月「府県施政順序」の中の一項で「小学校ヲ設ル事」として、小学校設置を諸府県に要請する政府の学校政策を現わしている。

明治三年七月、政府は大学南校を復活し、貢進生に欧米の学問を授業して指導者として育成しようとし、諸藩から推薦すいせんされる三〇〇人の貢進生を受け入れた。しかし、貢進生は廃藩置県で廃止されてしまう。

民間での洋学塾は福沢諭吉の慶応義塾を筆頭にしながら、近藤真琴の「攻玉塾」は航海・測量の人材を養成するのであった。

江戸時代の寺小屋は明治維新に郷学校として再編される。郷学校は郷村の負担金によって営まれ、六、七歳から十三歳までの小学生を対象とする小学校として普及する。

明治政府が本格的な教育改革に乗り出すのは明治四年七月廃藩置県によって全国的統一教育機関の設立を文部省の教育政策として初めて実施することを可能にされてからである。明治政府は明治四年十一月二十五日の太政官布告によって文部省を小学校設立の全国的展開とその直接的管轄官庁であることを発表する。教育による人的資源の開発は小学校教育から始まり、中学校、さらに大学への頂点へ上昇する教育機関の高度化・専門化への階段を一段一段と昇る中で達成され、経済社会の技術革命、革新的企業家層へ成長することで富国強兵の大国を生み出すこととなる。

イ 大学校の設置

明治二年六月十五日、昌平、開成、医学三校を総合して大学校とした。大学校の規則は次の達に示される。

学校へ達―別紙ノ通規則相定候間、別紙

道ノ體タルヤ物トシカ在ラサルナク、時トシテ在セサルナク、其大外ナク其小内ナシ。乃テ天地自然ノ理ニシテ人々ノ得テ見ル所、其ノ要ハ則三綱五常、其詳ナルハ則和漢西洋諸書ノ載ル所、学校者乃チ斯道ヲ講シ、知識ヲ広メ、才徳ヲ成シ、以テ天下国家ニ実用ヲ奏スル所ノ者ナリ、蓋神典国典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ、国体ヲ辨スルニアリ、乃チ皇国ノ目的学者ノ先務ト謂フヘシ、漢土ノ孝悌彝倫ノ教、治国平下ノ道、西洋ノ格物究理開化日新ノ学亦皆斯道ノ在ル所、学校ノ宜シク講究採擇スヘキ所ナリ、且兵学医学ノ如キ国ノ興敗、民ノ死生ノ繫ル所、政務中ニオイテ尤モ重ンスヘキ事ニシテ、外国ト雖モ其長スル所ハ亦皆採テ我国ノ有トスルコト勿論而已如此ナレハ、旧来ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基キ、知識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スル御誓文ノ旨趣ニ不悖、是乃チ大学校ノ規模ナリ

大 学 校

一 神典国典ニ依テ国体ヲ辨へ、兼而漢籍ヲ講明シ、実学実用ヲ、成ヲ以テ要スト

大 学 校 分 局 三 所

一 大 学 校 区 域 未 だ 広 悉 ク 三 校 ヲ 設 ケ 難 シ、姑 ク 其 名 ヲ 殊 ニ シ 以 分 局 ト ス、然 ル ニ 大 学 校 ノ 名 ハ 三 校 ヲ 總 テ 是 ヲ 称 ス ル ナ リ

開 成 学 校

一 普 通 学 ヲ 専 門 学 科 ニ 至 ル 迄 其 理 ヲ 究 メ、其 技 ヲ 精 ウ ス ル ヲ 要 ス ト

兵学校

一 今此局ヲ設ケス、姑ク是ヲ軍務官ニ付ス

医学校

一 医理ヲ明ニシ薬性ヲ審ニシ、以テ健康ヲ保全シ、病院ヲ設ケ諸患ヲ療シ、実験ヲ究ルヲ要トス

(前掲書126—133)

口 漢学所の設立…明治元年九月十六日

規則

- 一 国体ヲ辨シ名分ヲ正スヘキ事
- 一 漢土西洋ノ学ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事
- 一 但中世以来武門大権ヲ執リ名分取違候者巨多有之向後屹度可心得事
- 一 虚文空論ヲ禁シ着実ニ修行文武一致ニ教論可致事
- 一 皇学漢学共互ニ是非ヲ争ヒ固我之偏執不可有事
- 一 入学ハ八歳ヨリ三十歳マデニ被定候事
- 一 但老輩ト雖モ有望輩ハ可為勝手事
- 一 毎歳両度学業成否可試事
- 一 入学之儀毎月初五日ニ被定候 尤入学當日正服用用之事
- 一 但入学致度輩ハ共前月二十九日迄ニ辨事官ヘ可届出事

ハ 皇学所の設立…明治元年十二月十四日

皇学所は十二月十四日に至って梶井宮に於て開講された。その時の布告に、

来十四日皇学所御開講被 仰出候間、宮道上又非藏人諸官人ニ到迄入学勉勵可致候、尤兼テ御布告之通三十未滿小番被免之輩ハ専ラ勤学致候様心掛候、近来 皇国ノ学相衰へ外国へ対シ候テモ不都合ニ付、今般更ニ皇国学盛大ニ御振起被遊度 思召ニ候間、各御一新ノ御趣意ヲ奉載シ、異日国家之大用ニ相立候様、一同奮発勉強可致旨御沙汰候事但追テ大学校御取建ニ可相成候得共、當分之所九條家ト被 仰出候処、更ニ二條家ヲ被用候事

(『明治天皇と教育』127—128頁)

とある如く、皇国の学を振起するを目的とした。故にその規則を見ると講釈に、古事記、令義解、萬葉集を用い、会説に日本紀を用いた。

二 明治維新の学制

道ノ体タルヤ物トシテ在ラサルナク、時トシテ存セサルナシ、其理ハ則綱常、共事ハ則政刑、学校ハ斯道ヲ講シ、実用ヲ天下国家ニ施ス所以ノモノナリ、然ハ則孝悌彝倫ノ教、治国平天下ノ道、格物究理日新ノ学是皆宜シク窮乏スヘキ所ニシテ、内外相兼ネ彼此相資ケ所謂天地ノ公道ニ基キ、知識ヲ世界ニ求ムルノ聖旨ニ副ハンヲ要ス、勉メサル可シ哉。

(前掲書135頁)

学校教育は小学を卒業して中学に入り、中学卒業者の俊秀な者を選抜して大学に進学させるの制である。

(六) 教育の普及

明治政府は寺小屋から小学校へ移行することを明治二年府県へ次のように命じる。

「明治二年二月五日諸府県施政順序

一 小学校ヲ設ル事

専ラ書学素読算術ヲ習ハシメ、願書書翰記牒算勘等其用ヲ闕サラシムヘシ、又時々講談ヲ以国体時世ヲ辨ヘ、忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス、最才氣衆ニ秀テ学業進達ノ者ハ其志ス所ヲ遂ケシムヘシ」
(前掲書143頁)

国体・時勢を辨え、忠孝の道を知らしむるという道德教育は、固より維新の教育方針で、飽くまで漢土・西洋の学は皇道の羽翼なりという精神を失わなかったのである。

(七) 学制の頒布

明治五年八月二日、学制が發布されて、ここに我国の教育制度は確立し、普通教育は長足の進歩を遂げた。この学制はフランスの教育制度を模倣して、その骨子とし、英米の教育主義を斟酌して制定したものである。その目的とする所は、教育の普及で『自今以後一般人民（華土族農工商及び婦女子）邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す』というの聖旨に基づいたものである。

その趣旨とする所は、左の太政官布告に詳らかである。

人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ昌ニシテ以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ他ナシ、身ヲ修メ才芸ヲ長スルニヨルナリ、而テ其身ヲ智ヲ開キ才芸ヲ長スルハ学ニアラサレハ能ハス、是レ学校ノ設アル所以ニシテ日用常行言語書算ヲ初メ士官農商百工技芸及ヒ法律政治天文医療ニ至ル迄凡人ノ営ムトコロノ事学アラサルハナシ、人能ク其才ノアル所ニ応シ勉励シテコレニ従事シ而シテ後初テ生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ昌ニスルヲ得ヘシ、サレハ学問ハ身ヲ立ルノ財本共云フヘキ者ニシテ人タルモノ誰カ学ハスシテ可ナランヤ、夫ノ道路ニ迷ヒ飢餓ニ陥リ家ヲ破リ身ヲ喪フ徒ノ如キハ畢竟不学ヨリシテカ、ル過チヲ生スルナリ、從來学校ノ設アリテヨリ年ヲ歴ルコト久シト雖モ、或ハ其道ヲ得サルヨリシテ人其方向ヲ誤リ、学問ハ士人以上ノ事トシ農工商及ヒ婦女子ニ至ツテハ之ヲ度外ニラキ学問ノ何物タルヲ弁セス、又士人以上ノ稀ニ学フ者モ動モスレハ国家ノ為ニスト唱ヘ身ヲ立ルノ基タルヲ知ラスシテ、或ハ詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虚談ノ塗ニ陥リ其論高尚ニ似タリト雖モ之ヲ身ニ行ヒ事ニ施スコト能ハサルモノ少カラス、是即チ沿襲ノ習弊ニシテ文明普ネカラス才芸ノ長セスシテ貧乏破産喪家ノ徒多キ所以ナリ、是故二人タルモノハ学ハスンハ有ルヘカラス、之ヲ学フニハ宜シク其旨ヲ誤ルヘカラス、之ニ依テ今般文部省ニ於テ学制ヲ定メ追々教則ヲモ改正シ布告ニ及フヘキニツキ、自今以後一般ノ人民（華土族農工商及び婦女子）必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス、人ノ父兄タル者宜シク此意ヲ体認シ

其愛育ノ情ヲ厚クシ其子弟ヲシテ必ス学ニ従事セシメサルヘカラサルモノナリ（高上ノ学ニ至テハ其人ノ材能ニ任カスト雖モ幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小学ニ従事セシメサルモノハ其父兄ノ越度タルヘキ事）

かくて学問は身を立つるの財本というのがその教育主眼で、教育の要は一身の智能を開発し、一身の立身出世を計るにありとして、従来のごとく、我が身を立つることを知らないで、徒に国家のため也というが如き空疎の学問を排斥したのである。かくて学問は、日常生活に則して切実となり、実用的となったのは一大進歩であると云へる。

(八) 学制の定め

学制の定むる所によれば、全国を大別して八大学区とし、毎区に大学校一所を置き、一大学区を分て三十二中学区とし、毎区に中学校一所を置き、一中学区を二百十小学区に分ち、毎区に小学校一所を置き、全国に八の大学校・二百五十六の中学校・五萬三千七百六十の小学校が設置されるのである。

時の文部卿は大木喬任であったが、江藤新平も文部大輔として、大に尽力し、学校の普及に役割を果たした。

明治十二年には、小学校は二萬八千三十五校、就学児童は二百一十一萬六百七人になった。これを学制頒布の明治五年に比すれば、学校は一萬五千四百六十七校を増加し、就学児童は百二萬七千六百

三十九人に達した。また師範学校・中学校も大に増加し、学校は百九十六校、生徒は一萬四千五百十二人となった。所謂^(村)邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんと^(村)の聖旨は達せられたのである。

(九) 元田永孚の経歴

明治時代の学問は主要に、(1)藩校で学ぶ武士階層と、(2)町人・商人の子弟が学ぶ寺小屋の二系列に加え、(3)葬式と寺請制度による寺院の寺檀家と檀那への葬式儀式と仏教の教え等の庶民の道德教育等の三系列に加え、欧米からの近代的教育、科学そして憲政の導入による(4)欧米式近代科学系学問と、(5)近代憲政思想等である。こうした思想、政治、学問、科学及び道德への混乱と新旧の対立は明治政府に日本的道德と教育組織の体系化を導入させ、その一本化への解決を政府の文教政策の新しい政策とする。とりわけ、明治初年から明治十年の西南戦争にかけての混乱期は欧米の先進的教育と学校体系の序列組織の混乱を解消しながら日本型と呼ばれる新しい組織、教育方法そして道德授業の採用へ移行させることとなる。とりわけ重要視されたのは日本型と呼ばれる人的資源の開発と人材の道德教育である。

日本の人的資源の開発と道德教育との解決は明治維新の混乱を解消し、さらに欧米列強と対決する人的資源を育成することで明治維新の混乱と低迷とを乗り越え、欧米列強と肩を並べ、さらに乗り越える人的資源を育むことに帰結させることとなる。明治十五年の北陸への巡幸の中で学校視察をも重要な問題とする明治天皇は待講

図表一元氣旺盛の士を召さる

大帝聖壽二十歳に渉らせ給ふ明治四年初めて侍従職を設けられ、薩、長、士、肥及び越前の諸藩より武士を召させられて侍従を仰せ附られたり長州よりは有地品の允、薩州より高島鞆之助、肥後の米田虎雄、佐賀より島義勇、越前よりは堤正誼、土州より片岡利和等の血氣旺盛の士拜命せり、當時新政府の柱石として西郷、大久保等の匪躬の節臣ありて新進英氣を以て文弱の風に代へんとし、其の後引続き伊勢松坂の勤王家世古格太郎、薩州よりは吉井友實、村田新八、長崎より野村清、水戸よりの山口正定、土州より高屋佐平、毛利恭助等の諸氏宮内省に入り、又熊本の碩儒にして篤行の聞え高き元田永孚を侍講の職に登庸し、誠忠無二、心身を鍛錬せる山岡鐵太郎を召さる。総て此等の新進英氣の人々常に大帝の左右に奉侍し、畏れども君を堯舜にし奉らねば止まざるの熱誠を以て善を奨め奉りぬ。

(徳川幕府の政治は) 表面老中の政治なれども、内実全権は大奥に掌握せられて、……

大帝には知食し西郷、元田、山岡等の如き硬骨ある士臣を召させ給ひて遂に累世の弊風を一掃し給ひぬ

當時大帝未だ二十歳前後に渉らせられ、御身の夫高く、英姿真に颯爽たるものあり……斯くの如き左右の良弼ありて益々光輝を発し給ひしなり。

明治八年(1875)1.8、宮内省三等出仕元田永孚、天皇の侍講となる。

(「学制百年史」695頁)

の元田永孚と共にその解決策を話し合い、長い検討を要して人的資源の解決方法を探す中で、「教育勅語」にその解決方法を見出すのである。

こうした人的資源の開発は新しい教育思想を作り、新しい道徳授業の導入とを実施することで国民的規模で果される空前絶後の試みとなる。太政官は文部省を設立し、その文教政策の全国的規模に

よって果す国家的試みを実施する。この新しい教育機関は最初に授業を教える教師及び教員層の育成と養成機関の設立となる。道徳教育は小学校一年生を対象にして忠・孝を教え、人生の哲学として体系化される。教育の先生は教育大学で忠孝の道徳を教育され、小学校の道徳授業で児童教育に忠孝を教えることを必修とされる。

上の図表に要約されているように、元田永孚は、

(一) 肥後藩の漢学者

(二) 幼くして漢学を修得し、藩学時習館で学び、十五歳で経史、論語を講議する。

(三) 二十五歳で長岡文夫の門下生

(四) 明治四年に五十三歳で明治天皇妃への侍講となる

(五) 明治十一年六十歳で明治天皇への侍講を兼任する

(六) 明治二十四年七十三歳亡一十三年間明治天皇の侍講を勤める。

(七) 業績は義務教育及び軍人教育の道徳として「忠・義」の心を修得させ、軍人及び国民の道徳心教育に大きな貢献をする。

(八) 「軍人直論」・「教育勅語」及び「帝国憲法」「皇室典範」の成案作業に加わる。

(九) 昭和二十年八月十五日迄の軍人及び国民道徳における「忠」・「義」精神の成案者となる。

次の資料は元田永孚の儒学者としての、さらに道徳学者としての

側面を表示する。

元田永孚（文政一（一八一八）—明治二十四（一八九二）年）

『幕末、明治の漢学者。名は永孚、旧名は遜、字は子中、東野と号す。文政元年十月一日肥後国熊本城下に生る。十才唐詩選を誦し、論語を読み、十一才藩学時習館に入り、十五才経史の大義を講じ、二十才時習館居寮生となり、二十五才長岡文雄（米田是容）の門に入り、明治四年五月三十日初めて朝命を拝し宮内省七等出仕となり宮中に入る。八年一月四等侍講任命、十一年特旨を奉じて論語を進講し独対を命ぜらる。十二年幼学綱要を編集し、十四年五月一等侍講任命。十五年六月勲三等に叙し、旭日中綬章を賜る。十九年二月五日宮中顧問官任命、二十一年五月十日枢密顧問官任命、五月勲二等に叙し旭日重光章を賜り、十月正三位に叙せらる。是年明治大帝の勅命に依り、教育勅語の草案に興り、また帝国憲法、皇室典範の成案に参画す。二十四年一月二十二日特旨を以て、従二位に叙し、男爵を賜り是日七十四才にて没し、青山墓地に葬らる』

（日本国政事典1、845頁）

元田永孚は「教育令」、「小学條見」、「幼学綱要」を書き、明治天皇に小学一年生から忠孝の道德教育を実施するよう求め、学校の道德と軍人の道德心の確立に努めた。また、明治天皇は明治十一年の東北巡幸で小学校の授業を天覧し、小学校教育の秩序を確立するため道德授業に重点を置くのである。

明治十一年東北巡幸と教育政策

(1) 『教学大旨』 明治天皇の命、元田永孚の著

(2) 小学條見二件の道德教育政策

一、仁義忠孝ノ心ハ人皆之有、然トモ其幼少ノ始ニ、其腦髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レハ、他ノ物事既ニ耳ニ入り、先入主トナル時ハ後奈何トモ為スコカラス、故ニ當世小学校ニテ絵図ノ設ケアルニ準シ、古今ノ忠臣・義士・孝子・節婦ノ画像写真ヲ掲ケ、幼年生入校ノ始ニ先ツ此画像ヲ示シ、其行ノ概略ヲ説諭シ、忠孝ノ大義ヲ第一ニ腦髓ニ感覺セシメン事ヲ要ス、然ル後ニ諸物ノ名状ヲ知ラシムレハ、後來忠孝ノ性ヲ養生シ、博物ノ学ニ於テ本末ヲ誤ル事無カルヘシ

一、去秋各県ノ学校ヲ巡覽シ、親シク生徒ノ芸術ヲ驗スルニ、或ハ農商ノ子弟ニシテ、其説ク所多クハ高尚ノ空論ノミ、甚キニ至テハ善ク洋語ヲ言フト雖トモ、之ヲ邦語ニ訳スル事能ハス、此輩他日業卒リ家ニ帰ルトモ、再タヒ本業ニ就キ難ク、又高尚ノ空論ニテハ、官ト為ルモ無用ナル可シ、加之其博聞ニ誇リ、長上ヲ侮リ、縣官ノ妨害トナルモ少ナカラサルヘシ、是皆教学ノ其道ヲ得サルノ弊害ナリ、故ニ農商ニハ農商ノ学科ヲ設ケ、高尚ニ馳セス、実地ニ基ツキ、他日学成ル時ハ、其本業ニ帰リテ益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アラン事ヲ欲ス

（『明治天皇と教育』（168—169頁））

(3) 幼学綱要の要旨（明治十二年元田永孚）

明治十二年夏秋の間、臣永孚経筵に侍す。皇上親諭して曰く、教学の要は本末を明かにするにあり、本末明かれば、即ち民の志定まる。民の志定まって天下安し、之を為す幼学より先なるは無し。汝文学の臣と宜しく一書を編み、以て幼学に便すべしと、臣誠恐勅を奉じ、謹みて聖意の在る所を審かにす。蓋し我が祖宗、天に継ぎ、極を建て、人を教へ、民を化す。一に至誠に出でざる莫し、是を以て民皆純一正直、父子の親篤くして、君臣の義明かなり、六経我に傳つてより、仁

義道德の説益々明かに愈々広し、世運隆替、学科迭に興ると雖も、之を教ふるの要に至つては、復た焉に加ふる莫し、夫れ道德に本づきて知識に達し、彝倫に始まつて事業に及ぶは教学の要也。故に之を道くに仁義を以てし、之を教ふるに忠孝を以てし、天下の民志を茲に一定せしめば、則ち其の智の進む所、其の才の成る所、言辞に発して、行実に頭われ、事業に施す者仁義忠孝に出でざる莫き也、苟も志向未だ定らざるに知識才芸の務を専にすれば、則ち徳性を殞し、教化を傷く、其ノ害、勝て言ふべからず。宇内を達観するに、其の華夏と称し、文明と称する者猶叛乱を免れざるは、是他無し、智力を先にし、仁義を後にする也、苟も仁義を後にして智力はれ競ふ、則ち甲乙相軋り、上下交々争ひ奪はずんば厭かず、其れ是の如くなれば、則ち天下の乱、何を以て止まらんや、夫れ三尺の童忠孝に死するを知るは、我が固有の俗なり、豈に、列聖の崇ぶ所此に在りて、習慣の久しきを以てにあらざらんや、風移り、俗易り、民唯知識才芸に努め、本を棄て、末に趨る、遂に正に仁義忠孝の何物たるを知らざるに至らんとす。即ち其の弊害果して何に底止せしとするか、今幼稚の兒、智恵未だ定らず、慣染猶ほ浅し、是時に於て先づ之を教ふるに仁義忠孝の道を以てすれば、浸漬涵蓄、習生と成る。道德是に由つて以て淳く、彝倫是れに由て以て正しく、風俗の美、聲教の懿、將に上世に卓越して、宇内に冠絶するものあらんとす、聖意想到此の如し、唯か敢て感激せざらんや、輒ち文学諸員と相議し、謹て古今言行の彝倫道德に關して、幼童に近接なるものを選んで、編纂訂正して以て上る、辱くも叡賢を賜ひ、録梓して以て世に布かしむ、嗚呼、皇上憂世愛民ノ意深し、故に教を垂れ、人を道くの方至れり、但臣等学浅く識陋く、意の萬一に副ふに足らず、深く恐慄する所以なり、然れども觀る者は書に由て以て本末先後の紊るべからざるを知り、講習懈る匪く、俛焉職を竭せば、聖旨を奉じて国恩に報ふる所以の道庶幾ば差はざらん、

若し夫れ發揚薰陶以て徳性を成すは則ち又教導の人に望む有りといふ。

明治十四年辛巳六月

維新ノ初廟堂遠ク觀、深ク慮リ、陋ヲ洗ヒ、頑ヲ破ル、其難キコト蟠根ヲ析クカ如シ、全力ノ到ス所僅カニ成緒ヲ期ス、今或ハ末弊ヲ救フニ急ニシテ、從テ大政ノ前轍ヲ変更シ、更ニ旧時ノ陋習ヲ固護スルカ若キコトアラハ、甚タ宏遠ノ大計ニ非サルナリ。

若シ夫レ古今ヲ折衷シ、經典ヲ斟酌シ、一ノ国教ヲ建立シテ以テ行フカ如キハ、必ス賢哲其人アルヲ待ツ、而シテ政府ノ宜シク管制スヘキ所ニ非サルナリ。

唯政府深ク意ヲ留ムヘキ所ノ者、歴史・文学・慣習・言語ハ国体ヲ組織スルノ元素ナリ、宜シク之ヲ愛護スヘクシテ、之ヲ混乱シ及ヒ残破スルコトアルヘカラス、高等生徒ヲ訓導スルハ、宜シク之ヲ科学ニ進ムヘクシテ、之ヲ政談ニ誘フヘカラス

政談ノ徒過多ナルハ国民ノ幸福ニ非ス、今ノ勢ニ因ルトキハ、士人年少稍ヤ才氣アル者ハ相競フテ政談ノ徒トナラントス、蓋シ現今ノ書生ハ、大抵漢學生徒ノ種子ニ出ツ、漢學生徒往々口ヲ開ケハ、輒チ政理ヲ説キ、臂ヲ抛ツテ天下ノ事ヲ論ス、故ニ其軋シテ洋書ヲ読ムニ及テ、亦静心研磨節ヲ屈シテ百科ニ從事スルコト能ハス、却テ欧州政学ノ餘流ニ投シ、軋々空論ヲ喜ヒ、滔々風ヲ成シ、政談ノ徒都鄙ニ充ルニ至ル、今其弊ヲ矯正スルニハ、宜シク工芸技術百科ノ学ヲ広メ、子弟タル者ヲシテ高等ノ学ニ就カント欲スル者ハ、専ラ実用ヲ期シ、精微密察歲月ヲ積久シ、志嚮ヲ專一ニシ、而シテ浮薄激昂ノ習ヲ暗消セシムヘシ、蓋シ、科学ハ実ニ政談ト消長ヲ相為ス者ナリ、若シ夫レ法科政学ハ其試験ノ法ヲ嚴ニシ、生員ヲ限リ、独リ優等ノ生徒ノミ其人学ヲ許スヘシ、其詳細節目ハ、文部ノ委員ニ任シ、按ヲ具ヘシムヘキ

ナリ。

〔明治天皇と教育〕(172—174頁)

(十) 伊藤博文の「教育議」

明治天皇が明治十一年北陸巡行の後、伊藤博文に道德教育について質問したのに対し、伊藤博文は次の「教育議」で答えた。

伊藤博文の「教育議」(明治十二年九月)

(一)前半

維新ノ際、古今非常ノ変革ヲ行フテ風俗ノ変亦之ニ従フ是勢ノ已ムヲ得サル者ナリ、何トナレハ、第一鎖国ノ制ヲ改メテ交際ノ自由ヲ許シ、第二封建ヲ廢シテ武門ノ紀律ヲ解ク、蓋シ鎖国ノ制ハ人心ヲ拘束シテ、故常ニ安習シ、耳目ヲ制限シテ範圍ノ中ニ局促シ、他ニ企テ望ム所アルヲ得サラシム者ナリ、封建ノ紀律ハ戦国ノ餘ニ出テ、士人廉隅ヲ磨礪シ、名ニ死スルヲ以テ榮トス、生ヲ計ル者ハ汚トシ、利ヲ云フ者ハ齒セス

而シテ割拠ノ遺風各藩自ラ限り、運輸通セス、人民去留ノ自由ナク、郷里ニ老死シテ都鄙相移ラス、此ニツノ者ハ中古數百年以來、現二十年前途ニ行ハレタル風俗ナリ、然ルニ世道一變シ、廟堂深ク宇内ノ大勢ヲ察シ、断シテ之ヲ行ヒ、盡ク鎖国封建ノ旧ヲ改ム、是ニ於テ我人民始メテ意ノ向ク所ニ従ヒ、尋常例格ノ外ニ馳驟シ、云為自由ナル事ヲ得。然而一時勢ノ激スル所、淳風美俗其中ニ在ル者モ亦從テ俱ニ亡ヒタリ、是ヲ一大原因トス、言論ノ敗レニ至テハ、更ニ又諸般ノ原因アリ、今之ヲ歴挙センニ、新夕ニ世變ヲ経、兵乱相繼キ、人心躁急ニ習フテ静退ニ難シ、而シテ詭言行ヒ易ク、激論投シ易シ、是共一ナ

リ、士族ノ産ヲ失フ者、其方嚮ニ迷ヒ、不平之ニ乘シ、一転シテ政談ノ徒トナリ、故サラニ激切ノ説ヲ為シテ以テ相聳動ス、是其ニナリ、欧州過激政黨ノ論、漸ク世變ヲ醸生シ、未タ底止スル所ヲ知ラス、而シテ其影響ハ暗ニ我東洋ニ波及シ、昌和ヲ相為ス者アリ、是其三ナリ此數多ノ者ハ前ノ一大原因ヲ幫助シテ其勢ヒ激成スルコト、猶數個小川ノ均シク一大川ニ聚マリ、其流レヲ増加スル者ノ如シ。

概シテ之ヲ論スルニ、風俗ノ弊ハ、実ニ世論ノ餘ニ出ツ、而シテ其勢已ムヲ得サル者アリ、故ニ大局ヲ通觀スル時ハ、是ヲ以テ偏ニ維新以後教育其道ヲ得サルノ致ス所ト為スヘカラス

(二)後半

更ニ又慮ルヘキ者アリ、凡ソ物其弊ヲ見ルニ當テ、或ハ匆処紛更シテ以テ矯正ヲ求メ、從テ又一偏ニ傾倚シ他ノ弊端相因テ生スル者アリ、此尤政柄ヲ執ル者ノ慎重セサルヘカラサル所ナリ

伊藤博文は鎖国制について述べる。その鎖国制は徳川幕府と小農制とを安定的に相互依存関係として発達させる「安習」機能の役割を果たすこととなる。

したがって、二六〇年余徳川幕府の発達を育んだ鎖国が幕末に開国されるや、その混乱と治安の乱れは一挙に明治維新の社会体制の脆弱化と反体制運動とを激発することとなる。とりわけ、国会開設と欧米流自由主義とは明治維新への期待と裏切りとを国民の中に広がり、明治天皇の東北巡幸にその解決を「教育勅語」に求めるのに対し、伊藤博文は自由民権運動の解決策を提示しようとするのである。

世界との出入の全てを禁止して、また、接触すらも厳禁する鎖国

政策は、(一)徳川幕府の発展に負^{マイナス}の影響をもたらす。伊藤博文に依れば、その短所の第一は、鎖国が人心を狭い思考力に押し込めて「安習」する人間に育てたこと。第二は各藩の鎖国状態を發展させ、「割拠ノ遺風各藩自ラ限り、運輸通セス」の狭い地域生活に閉じこめて、さらに「人民去留ノ自由ナク、郷里ニ老死」する人人生活を余儀なくされたこと。第三に「郷里ニ老死シテ」寺の檀家と檀那となり、先祖代々の葬式と先祖祭りを担う仏教徒として生涯を送ったことと、第四に数百年以来の村の風俗は世襲制の家長と分家関係とによって維持され、寺社の祭りと宗教行事を中心にする仏教生活を村行事としたこと。第五は村落の小農として米作に従事し、年貢五割を収める米農家の小農(五反歩)として長男家の或いは分家として生活からの解放を国会開設を巡る自由民権運動の中に求めることに在ると奉答することとなり、明治天皇の苦悩する教育勅語と離れ、現実の自由民権運動の発生原因とその結果への現状について奉答するという大きな食い違いがこの『教育議』となるのである。

したがって、「教育議」の前半は明治維新以来十年に続き、増々過激化する自由民権運動の最大の原因を徳川幕府の鎖国政策に求めている点である。鎖国政策はキリシタン禁止令として発布されている。(1)スペイン、ポルトガルに由る南アメリカのペルー帝国とメキシコ王国への侵略とその植民地への編成を担ったスペインの旧教牧師の指導的役割についてイギリス及びオランダの船長、宣教師から告げられ、(2)これらの宗教とその宣教師の国内への侵入とその布教活動及び日本人の海外移出と移入とを禁止し、(3)オランダと中国の

清朝以外長崎港への出入りを禁止し、(4)外国との接触を禁止して閉じ込め、(5)長崎港以外の全ての港を閉鎖する。この鎖国は徳川幕府を長生きさせたが、他方、国の弱体化を生じ、世界の後進国へ転落させた。明治天皇は徳川幕府の鎖国による弱体化を回復するため、道徳教育で強国として生まれ代り、忠孝の人材資源の育成を計ろうとするのである。

明治天皇が東北巡幸で小学校巡視を実施する中で小学校幼年の時から道徳の授業で「忠孝」を教授し、早くから道徳心を植えつけることを求め、そのため「教育勅語」を発布する点について妥当かどうかについて伊藤博文に奉答するように求めたのである。

この明治天皇の求めに対して明治十二年九月に伊藤博文は上記の『教育議』を纏め、明治天皇に提出した。

しかし、伊藤博文は東北巡幸へ一緒に行動しなかったため、明治天皇の東北巡幸での教育視察を踏まえる道徳心の大道について理解を共有しない問題を抱えることとなるのである。